

協約・協定改訂 職場要求を勝ち取ろうシリーズ ⑮

2013年度協約・協定改訂団体交渉 会社は職場の切実な声に応えよ！ 再申し入れ提出！

本部は2013年度協約・協定改訂に向け、会社と8回にわたり団体交渉を行いました。追加申し入れを含む169項目の解決に向け、粘り強く交渉を行いました。しかしながら9月19日の会社回答は、一部前進はあったものの（『JR東海労ニュース1887号』『業務速報879号』を参照）、職場で汗して働く組合員の苦労に応えるものではありませんでした。本部は職場の切実な要求の解決に向け、9月19日、会社に再申し入れ（申第17号）を提出しました。

2013年度基本協約・協定改訂に関する再申し入れ

- ◇労使間の認識に齟齬がある場合は団体交渉を開催すること。
- ◇新人事・賃金制度は、苦労した者が報われるものではない。基準昇給額1,500円・標準乗数4とし、一定程度定期昇給額を確保すること。
- ◇全国で使える商品券5万円分支給すること。
- ◇駅の泊勤務は2名以上の体制、日中の業務輻輳対応のため、休憩時間でも2名以上の体制とすること。
- ◇通勤手当は最も効率的な経路で計算し支給すること。
- ◇健康診断の受診箇所、日時を柔軟に選択できるようにすること。
- ◇専任社員の雇用・労働条件を見直すこと。
- ◇専任社員区分「V」を廃止すること。
- ◇ATS-PTでパターン速度を超過した場合は、常用ブレーキ作用とすること。
- ◇自己都合で専任社員としての雇用契約を終了する場合、すべての保存休暇を取得できるものとする。
- ◇肺ドックを受診する場合、いかなる医療機関であっても自己負担3,000円で受診できるようにすること。